

研究ノート

新しい社会福祉ハイブリッドの構築（Ⅱ）

——福祉文化と地域主義——

高 田 真 治

はじめに

我が国の文化を統一ある全体として理解する特徴として、加藤周一は次のように述べている。

第一は競争的集団主義であり、競争は集団相互の間でも、一集団の成員相互の間でも激しい。第二は現世主義であり、日常生活の外の、またはそれを超える価値や権威に責任をもって関わらない、文化の此岸性。第三は現在主義であり、過去や未来のことを心配せず、現在を貴ぶ態度。そして第四は集団内部の秩序維持の装置としての、極端な形式主義と主観主義である。そしてこれらの内的な構造は、外にたいしては閉鎖的であるにもかかわらず外国の文化を受け入れやすい、人と文化とが分離されているという特徴をもつ¹⁾。

明治維新の「文明開化」は、封建性を強く残存したうえでの西洋文明・文化の輸入であり、これを遠因として、第二次世界大戦後ことに高度経済成長が今日の我が国文化を特徴あるものにしたと考えられる。国として、また家庭として回りを見ながらの競争は、我が国の技術革新を進め、消費を進めた。今日「消費文化」といわれることがあるように、技術革新は家庭電化製品や車などを大量生産し、これをととして送られるコマーシャルが購買をあと、販売競争がさらに技術を革新するという循環構造をもつ。したがって技術・専門知識をもつもの（企業）は富み、そうでないものは相対的に窮乏化する。

このように競争的集団主義や現世主義、現在主

義を背景にして、生産（技術）と消費の構造が今日の文化を構成し、「豊かな社会」を謳歌しているといえるのである。

しかしいうまでもなく、この文化、豊かさを全ての人が享受する、出来るわけではないし、いつまでも続くとはいえないであろう。したがってこれに目覚めて、この状態に批判的な人・集団もある。この人たちは競争や現世主義を超えて、共同を目指し、現在の生活を見直し、次代のためのよい生活環境づくり、まちづくりに取り組むようになったのである。

1970年代前半に起こったオイルショックを契機に、「福祉の見直し」を提唱し、「福祉の科学と哲学」を強調した神奈川県知事長洲一二は、この具体化策として「ともしび運動」を進めた。これはノーマライゼーションの具現化をはかることを理念とし、福祉コミュニティの実現を目標とし、「福祉のこころ」高揚による県民の自発的福祉活動の促進と、いきいきとした福祉施策の展開を課題としていた。すなわち「県民の思いやりや支えあう心と、行政の福祉活動とが一緒になって新しい福祉社会づくりをすすめていく運動」であった²⁾。

地区内で起こった学童の事故死を契機にまちづくりをすすめている神戸市長田区丸山地区は、1980年に「住みたくなるまちづくり」を始めた。人づくり、計画づくり、ものづくりの三本柱を基本にし、ことに人づくりについては町づくりニュースや懇談会、勉強会、研究会、講演会を開いて、広報・啓発活動に力を入れている³⁾。

地域の広狭、また主体の違いはあるが、ここで

1) 加藤周一「日本社会・文化の基本的特徴」武田清子編『日本文化のかくれた形』岩波書店所収、1984、pp. 17-46。

2) 長洲一二『地方の時代と自治体革新』日本評論社、1980、pp. 153-154。

3) 右田紀久恵・牧里毎治編『地域福祉講座6 在宅福祉の展開』中央法規出版、1985、pp. 253-258。

課題として取り上げられているのは、ものづくりだけではなくて、人づくりまた人間関係づくりを重視し、啓発・啓蒙活動を進めていることである。また自分だけがよければいいという考えから、人のことや地域のことを考え、さらには将来にも目を向けることができるようになったことである。すなわち時間と空間のなかで人やその生活について考え、ハードからソフトへ、競争から共同へ、という展望が見られることである。

「コミュニティづくり」「まちづくり」というのは、いわば前述した我が国文化の今日的動向に反する行為、流れを変えていこうとする運動であることが理解される。したがって「新しい文化づくり」「もうひとつの文化づくり」ということもできよう。

われわれは今日の「文化」がもたらす生活問題について、社会福祉の視点から検討しなければならないであろう。そのためには多義多面性をもつ文化をどうとらえるのか、経済や政治（地方自治）との関係はどうか、どのようにして「福祉の文化化」を図っていくのか、などがこれからの社会福祉を進展させていくうえで課題となるであろう。

I. 我が国「文化」の動向 ——「福祉文化」への展望——

I - i 経済および地方自治体と「文化」

(1) 経済現象における文化側面

「文化」の概念規定は非常に困難とされているけれども、社会学における文化イメージとして二つのことが指摘されている。すなわち第一は〈生〉の営みのなかで発生する欲求・欲望を概念化・理念化し、その理念を目標とした精神の働きが生み出したものであり、〈生〉から生れ、〈生〉を超越し、時には拘束する。第二は社会の構成員が後天的に獲得するものの全て、つまり信仰、技能、芸術、法律、習慣、慣習、習俗とそれにとまなう能力等々がつくる複合的全体を含む⁴⁾。

そしてこの文化は日常における〈生〉の営みに

おいて、行動にプログラムとそのパターンをあたえるものであり次のように説明される。「人間はものをつくり、与え、交換し、使用し、消費する。これらいっさいが、文化によって与えられたルール、材料、方法、場、意識、形式にしたがって進行する。したがって、人間は行為において文化に規制されながら、文化によって行為の経済性と社会性（所属集団との結合とその承認）が保証される。」⁵⁾

このように考えると、従来の経済（経済学）や政治（地方自治体）がほんとうの「ゆたかさ」や「生活」について検討し、それに基づいた活動や政策を進めようとすることは、新たな文化の創出とその啓蒙にはかならない。

我が国の経済成長は、いわゆる「豊かな社会」を創り出したけれども、一方で企業の責任、政治の責任が問われるようになった。企業は単に金儲けだけではなく「企業の倫理」があること、また現世主義ではなく将来の世代のために政治的介入が必要であることが認識され始めたといえよう。したがってここでは、この視点から「文化」に係る経済（企業）と政治（地方自治体）の動向について概観しておくことにしたい。

ゆとりと豊かさ政策小委員会の中間報告『ゆとりと豊かさに満ちた「生活重視」型社会を目指して』は、真の「ゆとりと豊かさ」を実現するための課題として次の二つを掲げている。第一は経済力に見合った真のゆとりと豊かさの実現、すなわち時間的ゆとりの創出、空間的ゆとりの創出（土地に係る経済社会メカニズムの是正）、物価構造の是正である。そして第二はより豊かでゆとりのある社会のための環境整備、すなわち快適で美しい生活空間の構築、生きがいとやさしさのある「個人尊重型社会」の実現、より豊かな消費生活の実現、である。このために政府および企業の役割の重要なことが指摘されている⁶⁾。

このようにして今日、企業の「社会的貢献」ということが課題とされるようになった。これは「企業がその社会的存在上当然負うべきと考えら

4) 見田宗介・栗原彬・田中義久編『社会学辞典』弘文堂、1988、p. 225。

5) 同、p. 230。

6) 通商産業省生活産業局編『ゆとりと豊かさ ゆとりと豊かさに満ちた「生活重視」型社会を目指して』1990、通商産業調査会、pp. 3-25。

れる責務のうち、強制を伴わない広範な範囲で、原則として本来の事業活動の外において、反対給付を求めず、自発的かつ積極的に社会発展に寄与する行為を指す、と定義されており、取組みの意義として次のようなことが指摘されている。

1. 魅力ある地域社会形成のためには、各地域の自然・歴史・文化・産業などがもつ特色を生かして地域自らが考え実行していくことが肝要である。

2. 「生産」重視の企業型社会から、社会全体の利益、「生活者」の視点を重視した政策、企業活動の展開が求められている。

3. 企業が進出先の国において地域社会との融和を進めていくためには、まず本拠地である我が国において地域への貢献の実績を積み上げ、よき企業市民としての素地を培っておくことが必要である⁷⁾。

長期的展望に立った『2010年への選択』は今後を見通した場合のきわめて重要なポイントとして「地球」と「人間」を取り上げ、「現世代から将来世代の人々へ送るメッセージ」「自分自身へ向けたメッセージ」「世界へ向けたメッセージ」という点について、望ましい経済社会を展望している。これから目指すべき社会は、「地球化時代にふさわしい社会」の構築——「地球市民」の確立であり、「安心して暮らしを味わえる社会」の構築である。このためには文化等の違いを認識しお互いに尊重すること、また理解や思いやりを大切にしながら、互いに支えあう社会、相互に認めあう包容力、受容力、理解力のある社会でなければならない、としている⁸⁾。

「世界における日本」という観点から、国際関係、国内関係をとらえることであり、日本の国・企業の品格を自覚しなければならない。この基本となるのは国や地域における文化の理解であり、生活の重視であり、内発性の尊重である。

「一般的に精神的・物質的財の生産から最終的な消費に至る人間の経済的行為には、行為の動機・方向・形にたいして、つねに文化的要因が介在

している。経済現象における文化側面、あるいは経済文化現象は確実に存在している。こうした文化的要因が、今日の国際経済・国内経済に、大きな影を落としている。」⁹⁾

経済（企業）活動は、もはや生産と消費の構造としてのパイの拡大、効率性の追及を図るのではなく、自然環境や廃棄物問題を含めて「ゆとりのある豊かなくらし」という文化の創造にむけて、新たな役割の自覚を求められるようになったのである。

(2) 行政の文化化とまちづくり

自治体における「文化行政」は、今日全国ですすめられており、この課題は次のように要約される。①文化基盤の幅広い整備を図ること、②芸術活動への奨励援助を行なうこと、③国民が自ら文化活動に参加し、または文化を享受できる機会を拡充すること、④文化財の保存と活用を図ること、そして⑤国際文化交流の推進、である¹⁰⁾。

しかしながら文化行政とは、以上にいわれるような、文化に行政が関わった芸術の奨励、文化振興ということだけではなくて、より積極的な意味をもたせるようになった。すなわちその基本的視点は次のものである。

1. 文化の内容を地域の文化、人々の生活文化の視点で、可能な限り広くとらえようとしたこと。

2. 縦割りの補助金行政ではなく、地域の個性を重視した自治体独自の総合行政の視点を重視したこと。

3. 全行政部門の施策が文化行政の対象とすることを考えること。

4. 地域の文化の問題は、地域の市民が創造主体であること。

5. 市町村の行政が基本であること。

6. 「行政の文化化」、行政総体の文化的自己革新が基本とならなければならないこと¹¹⁾。

すなわち文化行政には、音楽、美術などの文化活動に対する施策である「文化に行政を」という側面と、行政自体の文化性を高める施策である

7) 通商産業省編『地域貢献企業の時代』通商産業調査会、1991、p. 6。

8) 経済審議会2010年委員会「2010年への選択」『ESP』No. 232、1991年8月号、pp. 82-83。

9) 『社会学辞典』前出、p. 233。

10) 文化庁『我が国の文化と文化行政』ぎょうせい、1988、pp. 25-27。

11) 上田篤編著『行政の文化化 まちづくり21世紀に向けて』学陽書房、1983、p. 228。

「行政に文化を」という二つの側面がある。後者が「行政の文化化」という意味で用いられており、これまでの官僚的・集権的・画一的な行政から、自治、分権、多様性を基調とする行政への転換をはかり、行政に文化性を取り入れることをいう¹²⁾。したがって本稿の文脈に則して、この「行政の文化化」について検討をすすめることにしたい。

行政の文化化とは、①行政の地域総合化、②行政の文化水準の上昇、③自治・分権システムの構成、という今日的急務にこたえるものである¹³⁾。そして原理として次の点が指摘される。すなわち、①固定観念の排除と柔軟な思考、②積極的に創造的な意欲、③総合的視点の確立と独善性の排除、④新しい質、新しい価値の発見と、その実現への行動、そして⑤行政目的の反省と自治からの再出発、以上である¹⁴⁾。

以上を背景とした文化活動は、地域を活動拠点とした新しい文化、地域文化を生み出したといわれる。「文化活動は活動内容で分類すると、①享受型（見る、聞く、読む）、②参加型（表現、練習、発表など）、③創造型（自分なりのものをつくる）の三つのレベルに分けられる。」¹⁵⁾

このように見ると、行政の文化化とは芸術を中心とした伝統文化を地方自治体、地域レベルで身近に接することができるようにすることから、さらに総合的な観点で文化をとらえ、参加し創造するというレベルへの発展を目指すものである。すなわち受動的な文化から、能動的な文化への発展であり、行政の文化化を背景にして生まれた新しい文化とは、「まちづくり」にはかならない。しかしこの段階に達すると、行政はその主導的役割を退き、まちづくりの主体から協同関係へと変わっていかなければならない。文化行政は住民による主体的な地域文化の創造の条件整備を目指すものだといえるからである。

神奈川県が、その「内なる民際外交」ならびに「国際人権」活動の一環として開催した国際シンポジウム「'88国連平和の集い」では、人権概念の

確立、地域における人権問題解決のための市民と自治体の役割などについて討議している。今、日本社会のなかで、新しい人権概念と非常に矛盾する状況に直面している。これは法律的な側面だけではなくて、日本の国家や政治体制、あるいは社会の規範が、人権概念とは相容れない、日本社会に根ざした独特の発想様式をもっているからである。この日本独特の差別の構造をなんとかしなければ「ともに生きる」ことはできない。これには中央集権的な地方行政ではなく、住民の参加をもとにした、自治的な行政スタイルを確立しなければならず、また地域内外、さらには国際的な連帯による運動の展開が必要である¹⁶⁾。

「従来、人権は権力、特に国家権力からの個人の自由、つまり自由権と呼ばれるものを中心とした概念とされてきた。しかし、直接的な暴力の行使による人権侵害のみならず、社会的不公正、貧富の格差、公害、さらには『いじめ』などの差別のように間接的であれ人々の生存を脅かす状態も人権の侵害と考えられ、このような生存権ともいえる広い意味での人権概念の確立が急務となっている。」¹⁷⁾

神戸市は1990年、神戸人権問題国際シンポジウムを開催した。人権概念の歴史的発展や差別された少数者たちとの連帯、国際協調や人権外交などについて協議した。このように地方自治体における人権問題への取組みも積極的になりつつある。

我が国は単一民族であるとの誤った認識を持ち、異質なものを排除するという差別性を持っている。しかしながら歴史的にも現実的にも我が国は多元的な社会であり、これを認めることによって異質を理解し、異質との共生・共存を図る必要がある。

このように考えてくると、地方自治体は文化の基盤として正しい人権概念を据えることが不可欠となる。そしてこれに基づいた文化行政、行政の文化化からまちづくりへと発展させていくことが課題となるであろう。

12) 田村明・森啓編『文化行政とまちづくり』時事通信社、1983、p. 302。

13) 松下圭一・森啓編著『文化行政 行政の自己革新』学陽書房、1981、p. 14。

14) 同、pp. 40-41。

15) 瀬沼克彰『市民文化の時代1 市民文化とコミュニティ』大月堂、1985、p. 120。

16) 武者小路公秀・長洲一二編『ともに生きる—地域で国際人権を考える』日本評論社、1989、pp. 252-253。

17) 同、p. 264。

I - ii 新しい文化創造としての「福祉文化」

「福祉文化」ということがいわれるようになった。福祉文化とは、福祉の積極的な努力の実りとしての文化をはぐくみ、さらには文化を創り出していく過程での成果をいい、「福祉の文化化」と「文化の福祉化」を総合的にとらえた概念である。すなわち社会福祉の目的である自己実現の追及のためには、文化的な生活を目指さなければならず、また文化の目的である真・善・美を求めるためには草の根からの文化創造を目指して日々の生活が営まれなければならない¹⁸⁾。

前述したように、経済における今日の課題は、生産と消費を、単に効率や需給論でとらえようとするのではなく、生活という視点で見直すことであったといえよう。すなわち「消費者」としての生活を「消費文化」として考える。一方地方自治における課題は、集権と分権の力動のなかで、地方自治体における固有の文化づくり、行政の文化化を図ることであった。すなわち「住民ないし市民」の生活を「地域文化」として創造していこうとするものであったといえよう。

筆者は先に、「生活」は多義、多様な意味で用いられているが、その基本的要素は人間、過程、空間であり、社会福祉は全ての人びとが、人権が守られ、良好な生活環境のなかで、健康で文化的な質の高い生活をおくることができるようになることであると述べた¹⁹⁾。今までの表現にならうと、社会福祉とは、「社会の福祉化」と「福祉の社会化」という二つの側面をもつことになる。社会の福祉化とは、「社会」の要件である経済、政治、文化を福祉的な視点で考察し変革していくことであり、本稿ではこの側面に注目している。また福祉の社会化とは、福祉の理念、実態を社会的・共同的な状態に変えていくことであり、これら二つの側面は相互補完的であるといえるであろう。これを文化の視点からすこし敷衍させてみたい。

まず第一に、生活の主体は人間であり、人権、人間の尊厳が基盤に据えられ、その啓蒙が図られ

なければならないということである。いうまでもなく国際的には「世界人権宣言」があるし、周知のように我が国では日本国憲法の第97条によって、基本的人権の普遍性と永久性について規定されている。

しかし侵すことのできない永久の権利として信託された基本的人権は、国際的に見ると、戦争があるし、多くの国々にはいろいろな人権問題を抱えており、我が国においても今なおさまざまな差別問題がある。したがって人間の共生を実現しようとし、我が国でも社会福祉の理念として強調するようになったノーマライゼーションは、我が国の人権問題、差別問題の実情に即して吟味する必要がある。人権はゆるがすことのできない普遍的なものであることを再確認すべきである。

第二に、人間は生活の営み、過程を展開しているということである。これは消費という側面だけではとらえられない。確かに人間は衣食住を生活の中心とした「消費文化」をもっている。しかし衣食住のほかに家庭、教育、労働、余暇、交際といった部面も含む「生活文化」がある²⁰⁾。人間の生活の実態、生活の様式は変化するものである。生活の諸側面を包括的にとらえる生活文化について検討する必要があるであろう。

第三に、生活には時間と空間があるということである。生まれてから、あるいは胎内にあるときから死ぬまでの生活の時間があるし、それは家庭や地域社会などの生活の場所で展開されている。そしてこの時空間は常に動き変化している。人間の生活は環境との相互作用によって、成長・発達するしまた問題の生ずることもある。この意味で、地域生活、地域文化について検討する必要がある。

普遍的なもの、変化するもの、またその実情を見極めながら、社会を、生活を福祉的に検討するという視点が課題だといえよう。

地域文化は地域をどう考えるかにもよるのであるが、一般に地域文化の多様性は次の三つのレベルで考えられている。すなわち、①地域社会を含

18) 一番ヶ康子編『福祉を拓き、文化をつくる』ドメス出版、1991、pp. 226 - 227。

19) 拙稿「地域福祉の基礎的課題と計画—『生活』と『コミュニティー』—」『関西学院大学社会学部紀要』No. 54、1987、p. 80。

20) 南博・社会心理研究所編『日本人の生活文化事典』勁草書房、1983。

む全体社会の文化の相違に由来する多様性、②全体社会の文化の内部における地域ごとの多様性、そして③地域文化の内部における多様性、である。地域文化は全体社会のサブカルチャーであり、またその内部にいろいろな生活様式、サブ・サブカルチャーをもつ²¹⁾。

サブカルチャーの今日の役割と機能は重要であるが、文化の画一化・均質化が急速に進み、そのなかで地域文化も地域ごとの特質や独自性を失い、「軽く」なっている。したがって課題は、伝統的な地域文化を見失うことなく、地域を地域たらしめる新しい地域文化の創造である²²⁾。

以上のように、社会福祉の視点からみた文化の今日の課題は、文化基盤としての人権、生活文化、そして地域文化であろう。これらの三つの側面を包括的に考察し、新しい文化を創造していくことが「福祉文化」だということができるであろう。

II. 我が国「福祉文化論」の課題 ——「もうひとつの文化」の開発——

II-i 社会福祉学の基盤としての「生活学」

「近代以後の日本人の生活構造は、①近世中期に原形がつくられ、②明治期に定型化され、③大正・昭和期にある変貌をうけ、④いま最終的に解体されつつある、」ととらえ、解体後の新しい生活構造がどのようなものであるべきかを考察するために「生活学」が生まれた²³⁾。

従来、生活は経済学や社会政策学でとりあつかわれていたが、これらは労働力の再生産という意味でとらえており、また家政学は家庭生活を分析的にとらえようとしている。このほかいろいろな領域で生活は取り扱われてきた。しかしながら今日の経済・社会状況は、これらの断片的な知見を総合し、学際的に「生活の質」の問題に取り組むべきことを喚起したのである。こうして新しい発想とアプローチによる生活学が提唱された。

しかしながら、生活そのものを研究の対象とし、生活の科学的な把握を行ない、よい生活を開発していくための理論や方法を研究する学問を、「生活学」と呼ぶのがふさわしいか否かについては議論もある。実証的な生活把握に立脚して現実課題に立ち向かう学問を志向するのであれば、生活学より「生活科学」のほうが適切だとする考え方も示されている²⁴⁾。

すなわち生活科学の中心的課題は生活を全体としてとらえ、よい生活の仕方、よい生活様式を存在させ保障させていく主体的・客体的（環境的）条件を明らかにし、整えていくことであると考えられている。これは自然科学というよりは新しい社会科学の一領域であって、「市民性」と「総合性」という特質をもつ。すなわち、市民性とは、市民生活向上に応える社会科学、いわば家政学の止揚としての市民社会の要請にこたえる新しい学問の形成であり、総合性とは、分解的分析の方法とは異なりよい生活の実現に必要な知見を求め、それを生活の解明に、問題解決に収斂させていくことである²⁵⁾。

生活科学の方法は次のように説明される。「一般的には、社会科学、人文科学、（人間科学を含む）、自然科学を基盤としながらも、独自のには、人間と環境の相互作用を人と環境の両面から考究してゆく。」²⁶⁾

生活学についても、その基礎は生活者の立場に立つことと、学際的アプローチであることが指摘されている。生活者という概念はあるが生活者という専門家はいない、生活学というものはあるが、生活学者はいない。それぞれの専門家が生活者の立場に立った研究の積み重ねと体系化によって、生活学にのみ可能な学際的研究の道が拓かれる。「生活学の場合には、一人ひとりが専門家であるとともに、インターデシプリナリ・マンであることが大事である。」²⁷⁾

以上の点については、「生活科学」も「生活学」

21) 井上俊編『地域文化の社会学』世界思想社、1984、pp. 18-21。

22) 同、pp. 21-24。

23) 川添登『生活学の誕生』ドメス出版、1985、pp. 39-40。

24) 吉野正治『生活様式の理論—新しい生活科学の思想と方法—』光生館、1980、pp. 221-222。

25) 同、pp. 222-231。

26) 同、p. 235。

27) 川添登編、『生活学へのアプローチ』ドメス出版、1984、pp. 230-231。

もそのねらいとするところは変わりがなかったことが理解される。しかしながら生活学では相手を客体化し、物質化するのではなく、M. ブーバー (Martin Buber) のいう「我と汝」の関係、「出会い」の必要なことを指摘していることに注目したい。「動物はすべて環境に働きかけ、環境との間に、いわゆる主体－環境系をつくりだして生きているのだが、人間はさらに社会環境のなかで生きている。生活は、個人と社会とのかかわりのなかで営まれており、それぞれの個人に則していえば、自分と他人との関係で行なわれている。とすれば生活意識の基礎は、自分と他人との関係の意識、つまり自他意識だと考えてもいいのではないか。」²⁸⁾

伝統的に生活を研究対象としてきた「家政学」が、「生活科学」と改称した時期があったように、「生活科学」が科学的であり、また時代の要請に据えているとの考え方があり、生活学は学としては広がりすぎ漠としているという批判もある。しかしながら、これが学としての曖昧性を助長することにもなるのであるが、生活学は生活を人間の関係、「出会い」ということを含めて考えており、これがさらには「共生」の生活概念への展望を開くものとして期待される。したがってここでは「生活学」をとりあげることにしたい。

以上のような背景と性格をもつ生活学であるから、そのアプローチにはさまざまなものがある。その一つは文化人類学である。失われつつある古い生活の型のなかから何を残して次の世代に伝えていくか、新しく生じつつある生活現象をどのような型としてデザインし、建設していくか、という実践的な課題に取り組もうとする。したがって文化を型でとらえるという文化人類学の手法を生活にも応用し、生活を型でとらえようとする。生活とは、個別文化の具体的な表現形態、あるいは発現形態といえるからである。このように生活の型を考えていくことは文化の型を考えていくことにほかならない²⁹⁾。「生活の型を選択し、革新していくのは、いうまでもなくそれぞれの生活者で

ある。私たちは他者の生活の型については寛容であると同時に、私たち自身の生活の型についてはきびしく、たえずその自己革新につとめねばならない。生活学のひとつの目標は、生活の科学的検討を通して、自己の生活をよりよいものにしてゆくことになければならない。」³⁰⁾

フィールドワークによって具体的なデータを集め、実証的に生活について考察していこうとする。生活学というのは従来の家政学を止揚するものとして提唱されたのであるが、この家政学を生活学として再構築しようとする動き、家政学から生活学へのアプローチもある。

家政学の具体的な研究対象は家族・個人が個人的、社会的な価値の実現のなかで自己実現するための、環境との相互作用の研究であると考えられる。すなわち、「家政学は、家族・個人がその生活に必要な諸環境との相互作用の問題を事実認識し、その生活の基本的な価値を守り、人間として個人的、社会的に自己実現するという目的にてらして批判・理解し、相互作用の問題解決の方策を提案する、理論科学と実践科学を止揚した理解科学である。」³¹⁾ これは次の図のように示される (図1)。

相互作用の研究には二つの側面がある。一つは、原因－結果という事実認識による、いわば「与えられる」相互作用である。これは環境を所与のものとして、それとの相互作用の最適解を出していく適応の側面、環境適応の家政学であり、伝統的な家政学である。もう一つは、あるべき結果を実現するために、問題解決のための実践認識をする、「創りだされる」相互作用である。これは消費者・生活者のために環境変革をしていく醸成の相互作用であり、生活学という視点から期待される家政学である³²⁾。

以上のように「生活学としての家政学」を考えると、「個人とその社会環境との相互作用における問題解決を援助する」というソーシャルワークの基本的な考え方にはかならない。

社会福祉学から生活学へのアプローチを試みているのは一番々瀬康子である。すなわち「形而上

28) 川添、前出『生活学の誕生』p. 106。

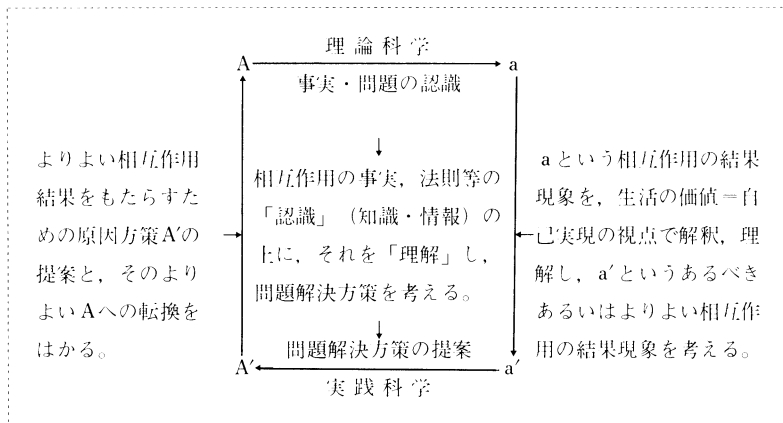
29) 米山俊直『いま、なぜ文化を問うのか』日本放送出版協会、1990、pp. 166-173。

30) 同、p. 174。

31) 今井光映・山口久子編『生活学としての家政学』有斐閣、1991、p. 36。

32) 同、pp. 41-44。

図1 家政学を理解科学として認識する方法



出典：今井光映・山口久子編『生活学としての家政学』有斐閣、1991、p. 13。

的な価値のみで統一するよりは、現実の生活をトータルに捉える全面的視点と方法をうち立てて、それを基礎とし諸科学の成果を活用しながら、社会福祉学をうちたてていくこと、³³⁾と考える。したがって生活学というのは社会福祉学を学ぶものにとって基礎学であり、生活史をふまえた社会福祉の歴史・民衆の立場に立った生活の把握と総合化がなされなければならない。

II - ii 福祉文化の要件としての「地域主義」

我が国の、地域における主体的な活動・運動を概観すると、まず1960年代の住民運動があげられる。高度経済成長にともなう多様な公害による生活環境の悪化によって、住民は公害反対運動を展開し、これが内発的な「まちづくり」へ発展した。この動きに刺激されて、一部の自治体では住民に対する生活保障の公準としてのシビル・ミニマムを策定して実施をすすめた。

これらは地域のあり方、地域の生活へ住民の目を向けさせたのである。しかしこの後の科学技術の進歩と実質的な経済成長は、これらの運動や政策をそれ以上発展させることなく、おしとどめたといえるであろう。

高度経済成長は都市部とその周辺の工場地帯をもつ地域、ことに大企業や金融業に経済的な豊かさをもたらしたが、それを支えた農村部ではその

しわ寄せを受け、いわば取り残されてしまった。しかしこの不利を契機として、一村一品運動に見られるような「村おこし・町おこし」が展開された。地域に定着している地場産業の見直し、固有の産物の育成が進められつつある。

一方高齢化の進行は、都市や農村を問わず、高齢者の介護問題を深刻化しつつある。このため地域における相互扶助体制や、施設や諸機関を含めた在宅福祉システムの構築が進められつつある。

このように経済・政治の動きを背景にして、産業や行政に地域の実情にそった動きがみられるのであるが、しかこれらは系列化・中央集権化されているのが実態である。地方自治体が主体となった在宅福祉を進めるべく法改正をしながら、依然として補助金でその主体性を束縛している問題については、別のところで論じた。地域の動き、自治の動きを認めるかのようでありながら、むしろ中央集権、管理を強化しているのである。

『中央』そのものが地方分権、いや正しくは地域分権の確立を中央集権的に構成するというのは、もともと論理矛盾ではないだろうか。すなわち、国が権力とカネをもって地域分権を達成するという道筋には、ほんらい大きい限界が横たわっているものとみななければならない。しかもその道筋には、国からのカネとモノの画一的な大量投入にともなう地域の混乱と荒廃が、いつものことな

33) 川添編、前出『生活学へのアプローチ』p. 179。

が待ち受けているはずである。³⁴⁾

こうして「上から」の強硬かつ巧妙な働きかけによる「官製地域主義」にたいして、地域の側でこれに確実に対応し、否、逆に制御できるような、地域自立をめざす新たな実践と運動の原理として、「地域主義」または「内発的地域主義」が提起された。これは次のように定義される。「地域に生きる生活者たちがその自然・歴史・風土を背景に、その地域社会または地域の共同性にたいして一体感を持ち、経済的自立性をふまえて、みずからの政治的・行政的自律性と文化的独自性を追求することをいう。³⁵⁾

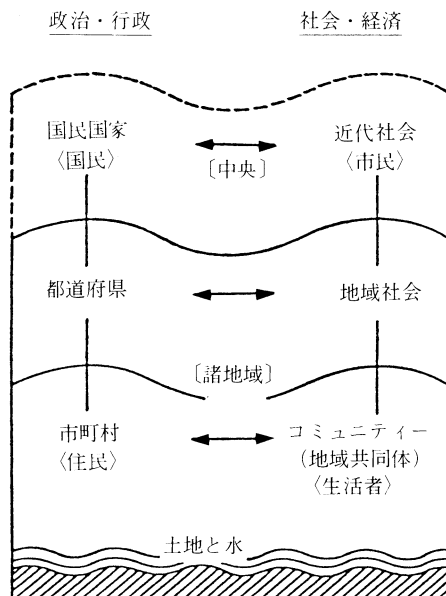
「地域主義」は地域共同体の構築、「生活づくり」を最大の課題としており、その特長は次のように示される。

1. 人間と自然との共生のあり方を重視するエコロジーの原理を基礎とする思想である。
2. 地域に生きる生活者たちの居住生活空間のスケールないしサイズを重視する思想である。
3. 人間の個性と連帯(ゲノッセンシャフト)を尊重してきた西欧の国々の歴史と風土のなかにしみ込んでいるものである³⁶⁾。

以上のように考えると、地域主義とは既存の国家体制を内的に再構成する原理を含んでおり、地方自治体を地域分権の原理に基づいて位置づけ直す接近法をもっている。この接近法は(図2)のごとく多重的地域空間として示される。

これは人間生活の日常性にかかわる諸問題、文化、生活上の問題については、その決定の主体は、国や社会のレベルにおける抽象的個人ではなく、諸地域のレベルに位置する地方自治体であり、正しくはそれを構成する地域住民＝地域に生きる生活者でなければならないことを示している。さらに国と地方との機能分担という問題は、国と地方の行政事務の再配分と各種権限の地方への積極的委譲という、権益の縦の配分だけが主題となるだけでなく、進んで国と自治体という機能主体そのもののあり方のほうがより重要な主題としてとりあげられなければならないことを示している³⁷⁾。

図2 多重的地域空間



出典：鶴見和子・新崎盛暉編『地域主義からの出発』学陽書房、1990、p. 90。

地域における多種多様な地域イベントの事例を収集し検討している田村は、各地に広がる自主的、自立的な「地域」の文化活動、福祉活動は、既存の政治、文化をこえる、新しい「もう一つの文化」の運動であると指摘している。政治の道具としての「地域主義」ではなく、日本の近代100年の反省のうえに立った「地域主義」が必要であり、この展開としての「地域の文化」である³⁸⁾。

地域の固有性、自立性を基盤にした地域文化の醸成を目指す内発的な地域主義は、これからの地方自治、なかでも在宅福祉の原理となるものであろう。従来の中央主権、縦割行政に固執し権力に執着しているかぎり、保健・医療・福祉の連携は達成しえない。地域住民すなわち生活者を主体にした運動と、行政ことに中央政府の発想の転換とその実行なくしては、在宅福祉の進展はないといってよいであろう。政治の道具化された地域主義、形式的な地方分権ではなく、地域共同社会の構築、地域生活づくりの原理としての地域主義を実体化すること、これが我が国の福祉文化の開発

34) 玉野井芳郎『地域主義の思想』農山漁村文化協会、1979、p. 14。

35) 同、p. 19。

36) 中村尚司・樺山紘一編『玉野井芳郎著作集4 等身大の生活世界』学陽書房、1990、pp. 226-227。

37) 鶴見和子・新崎盛暉編、『玉野井芳郎著作集3 地域主義からの出発』学陽書房、1990、pp. 89-92。

38) 田村紀雄『地域イベントの時代』ダイヤモンド社、1981、p. 12。

にとって課題となるであろう。

Ⅲ. 社会福祉の課題

Ⅲ-ⅰ 市民文化の形成

以上の検討をふまえて、生活という観点から文化づくり、まちづくりを課題としているものとして二つ取り上げておきたい。一つは「生活協同組合（生協）」の運動によるものであり、もう一つは「市民文化」という政治概念によるものである。前者は、単なる消費の協同という観点から、今日ではさらに高齢者の在宅福祉サービスまで、文字どおり生活の諸側面にわたる協同を目指している、実践的アプローチである。後者は期待概念であるが、市民のもつ生活様式・文化状況を、政治・行政を自治・共和型に変えていく市民活動によって生み出そうとする、理論的アプローチである。

生協の新しい生活文化づくりを目指した取組みは、日常の生活をとおして、また人と人との協同のなかで追及されるが、その鍵を握っているのが次の「協同の現代的可能性」である。

1. 個別的生活力の不十分さないし低さを集団の力でカバーする課題が今なお現代の生活に残されていること。
2. 「家事の外部化・市場化」がすすむにうじて、いわば「共同性なき利害の同一化」がひろがること。
3. 現代の消費生活は企業によって管理された市場によっているため、「共同性なき利害の同一性」は「組織化された利害の同一性」に変化すること。
4. 現代的生活様式では公共施設や「共同消費手段」を基礎にした共同可能性が発展すること³⁹⁾。

このためには生協の組織運営の開発、地域にある生協として、地域の他の諸団体との協同や、行政との関係をふまえて、自発的な地域づくりが新たな課題となった。

我が国最大の生協であるコープこうべは、生協理念である「生活の安定と生活文化の向上」をめざして、1990年協同学苑を開設した。これは生協

人学習と生活文化学習（生涯学習）を含む「協同啓発」と、組合連帯、地域連帯、国際連帯を含む「協同連帯」の二つの研修体系から成っている。イギリスのコープ・カレッジ、スウェーデンの生協学校が果たしている役割におけるように、生協学苑は生活協同を基盤にした地域住民による主体的な地域づくりの可能性を拓くものとして期待される。

文化への社会福祉的アプローチ、そしてこれから創出されるまちづくりが「福祉文化」であるのに比して、文化への政治的アプローチ、そしてこれから創出されるまちづくりが「市民文化」であるといえる。政治と文化には次のような三重の関わりが指摘されている。

1. 日本文化がその基調としている政治イメージは、市民型人間の自治・共和型であるか否か（文化の政治性格）。
2. 日本文化は、市民型人間の価値意識・行動準則にこたえているか否か（文化の価値基準）。
3. 日本文化は、市民型人間の形成を増幅するようはたしているか否か（文化の制度効果）⁴⁰⁾。

市民文化は未だ存在せず、期待概念であって、日本文化の市民文化化として成熟しようと考えられている。これは情報公開、行政革新、計画策定への取り組み、そしてシビル・ミニマムの量から質への転換、緑を中心にした都市空間の見直しをとおしてその成果が期待されるものである。

「市民文化は、市民の具体的な生活基盤である地域の自然的、歴史的個性をふまえてうまれる。それは、地域における自由・平等・共和という市民の生活感覚の成熟、それにともなう市民間のゆたかなふれあひないしコミュニケーションをうむ空間構造の成立を意味する。つまり市民自治による、地域個性をもつ総合的な新しい生活様式づくりが市民文化なのである。そのとき、市民文化は、地域個性だけでなく、はじめて、国際的ひろがりをもつ普遍性もちうるようになる。市民文化の成熟は、当然政治・社会・経済の「分権化」と「国際化」、まさに封鎖性をもつ国家崇拜の打破とむすびついている。」⁴¹⁾

39) 山田達夫・二宮厚美編『生協運動の新時代』労働旬報社、1988、pp. 194-198。

40) 松下圭一『市民文化は可能か』岩波書店、1985、p. 30。

41) 松下・森編著、前出、p. 12。

政治は文化と切り離して考えることはできない。住民・市民のレベルでその文化をとらえなおし、生活の質を高めるまちづくりを進めること、「市民文化」の理論の発展と具体的な取組みに期待されるところ大きい。

Ⅲ－ⅱ 社会福祉ハイブリッドの構築

文化は在宅福祉・地域福祉を中心とするこれからの我が国社会福祉を考えるうえで、経済、政治とともに重要な要件である。地域における内発的な社会福祉へのとり組みの存否が、地域福祉の質を決定することになるであろう。したがって社会福祉にかかわる文化、地域づくりが課題となる。

今までの検討をふまえて、新しい社会福祉ハイブリッドの軸となるものを考察してみよう。

今日の社会福祉を考えるうえで、二つの軸を設定しうるのである。すなわち自立－依存と共生－対立である。そうすると四つの象限が示され、それぞれを共生自立型、対立自立型、対立依存型、そして共生依存型と呼ぶことができる（図3－a）。

共生自立型というのは、共生の状態にあってお互いが自立しているという、最も望ましい状態であり、ノーマライゼーションの理念を示している。これにたいして対立依存型は抗争状態にありながらお互いがそれによらざるをえないという、まことに非建設的な状況を示している。

対立自立型というのは、抗争状態にあるけれどもそれぞれが自立しているという群雄割拠の戦国状況である。一方共生依存型とは、共生状態にあるが他に依存する片利共生ないし寄生状態を示している。

このように考えると、左側の二つが現実に存在する型と考えられ、共生は当為性をもったものである。そこで社会福祉の視点からみた新しい文化モデルの、合成された新しい軸として「共生自立型－対立依存型」を考えることができる。今までに習って、ここでも定性的に分布の可能性を8の字で示しておこう。

視点を変え、今までの検討をふまえて、もう一つのモデルを示すことができる。これは生活文化－消費文化という軸と、国民国家－地域共同体（コミュニティ）という軸で示される（図3－

b）。単に消費を中心として考えることから生活全体をとらえようとする視点であり、また全体社会としての国民国家という立場で政策を進める視点から、地域共同体を基盤にした地域主義を進める考えである。そうすると同じ様に四つの象限が示され、その意味するところから次のように呼ぶことができる。

すなわち市民社会型、福祉社会型、福祉国家型、および協同組合型である。左は国民国家を基盤とするものであり、これが消費を中心に考えると、その基本的な保障という観点から伝統的な福祉国家がこれに当たる。しかし生活をより包括的にとらえ在宅福祉などの対人福祉サービスをもその視野に含めた政策を進めようとするものとして福祉

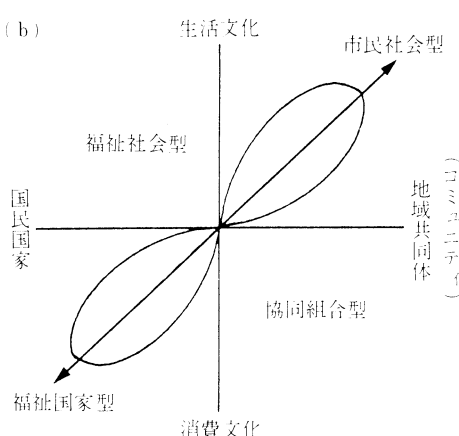
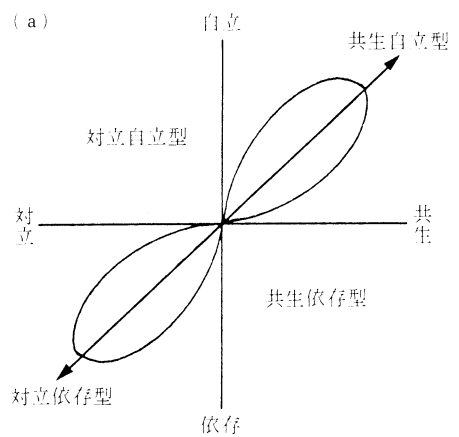


図3 社会福祉からみた新しい文化モデル

社会といえることができる。一方コミュニティを基盤とする側面として、消費の向上を図る伝統的な協同組合を上げることができるであろう。市民社会については前述したところである。

我が国では「福祉国家から福祉社会へ」ということがいわれて久しいが、なお福祉国家を標榜しえない。期待される新しい道は地域を主体にした、福祉文化を基盤とする市民社会型の活動の保証であろう。したがってここでは「福祉国家型から市民社会型へ」という対抗軸を設定することができる。

もう一つの要件である内発性については地域主義のところでもふれた。すなわちそれは地域の生活者が主体的に、経済的自立性をふまえて、みずからの政治的・行政的自律性と文化的独自性を追及することであった。そしてこれは適性に関わらず地域主義でなければならない。閉鎖的な地域社会づくりをめざしていたのでは、将来の展望は非常に暗い。地域の文化をつくる場合にも、他の地域の文化との比較、また地域間情報交流がきわめて重要である⁴²⁾。

以上のように社会福祉からみた新しい文化モデルとして二つのものを示し、いずれも現状とこれを変革していく方向として新しい軸を考えることができた。すなわち「対立依存型—共生自立型」と「福祉国家型—市民社会型」である。これら新しい文化モデルは、社会福祉からみた新しい経済モデルおよび政治モデルとともに、新しい社会福祉のハイブリッドを構築する軸となるものである。

42) 鶴見・新崎編、前出、p. 152。